平成２１年（フ）第７５０４号
大阪府寝屋川市高宮栄町22番５号
債務者　槇　　朝臣
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５３１号
大阪市城東区諏訪３丁目12番15―207号
債務者　三原　　誠
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５３６号
大阪市西区北堀江４丁目12番10―1301号
債務者　榎本　敦之
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５９３号
大阪市住吉区庭井２丁目３番13―304号
債務者　渡邊　洋二
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６２５号
大阪府吹田市古江台５丁目５番Ｂ42―403号
債務者　関西総商こと　安田　浩祐
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６８０号
大阪府寝屋川市萱島南町11番５号
債務者　村田　昌美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７９４号
大阪府守口市寺方元町１丁目２番４号
債務者　永田　信之
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７９９号
大阪市西成区旭１丁目11番３―701号
債務者　阪田　雅幸
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９１７号
大阪市鶴見区鶴見６丁目４番16―503号
債務者　小林　智恵
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８００８号
大阪府豊中市東豊中町６丁目９番16―1004号
債務者　日比野昌一
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０２８号
大阪市東淀川区豊里２丁目１番４―609号
債務者　山崎由美子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０６４号
大阪市淀川区三津屋南３丁目16番10号
債務者　川元　道江
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０７９号
大阪市東住吉区湯里５丁目17番12号　灰原ビル406号
債務者　田中　　剛
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１３５号
大阪府東大阪市太平寺２丁目９番22号
債務者　横川　洋幸
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３５０号
大阪府吹田市古江台４丁目１番Ｂ24―109号
債務者　苅谷　　孝
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３９３号
大阪府東大阪市菱江５丁目８番24号
債務者　松﨑美津子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４４５号
大阪府豊中市上新田４丁目16番１―37号
債務者　中竹　博文
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４６４号
大阪市住吉区我孫子西１丁目８番21号
債務者　柿添奈緒子（旧姓鵜城）
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４７２号
大阪市西区北堀江４丁目１番４―505号
債務者　中村　一夫
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部